

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 56 年 3 月まで

私が学生だった 20 歳のころ、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと聞いている。国民年金保険料については、私が結婚するまで、母親が自分の保険料と一緒に郵便局か市役所で納付してくれていたはずである。母親が自分の保険料だけ納付し、私の保険料を納付しなかったはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の「娘（申立人）が学生だった 20 歳のころから結婚するまで、国民年金保険料を郵便局か市役所で納付していた。結婚が決まり、年金手帳を渡した際、これで肩の荷が下りたというか、もう終わりだと思ったことを憶えている。」旨の証言については、保険料の納付に関する記憶が具体的であり、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和 48 年 4 月から、保険料の納付書を発行しており、納付方法が当時の制度と合致しているなど、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人の母親は、昭和 36 年 7 月から国民年金に任意加入し、申立期間の途中の 52 年 6 月から付加年金にも加入して、国民年金保険料をすべて納付するなど納付意欲が高かったと認められることから、同居していた申立人の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月までについて、申立人は大学生であったとしていることから、当該期間は、本来、未加入期間とするべきところを未納期間とされており、行政の記録管理が適切に行われ

ていなかった可能性もうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除き未納はなく、年金手帳から、婚姻時に任意加入し、その後の離婚に伴う任意加入被保険者から強制加入被保険者への変更及び住所変更の手続きを適切に行っていることが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月まで

私は、勤務していた会社が昭和 63 年に倒産し、経済状況が苦しかったため、しばらくしてから住民税の減免手続きを行った。国民年金については、住民税と同様の免除制度があることを知らなかったことから、区役所で加入手続きを行った後、定期的に納付書により納付期限までに金融機関で納付したことを憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により納付期限までに納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能である上、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までの期間の納付書が発行されていること、及び申立人は同年 7 月の納付書を所持しており、同年度である 4 月から 6 月までの期間の納付書も発行されていたものと推認できることから、申立人が国民年金の加入手続きを行った後、当該納付書により申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、申立人が保険料を納付したとする金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間直後の平成元年7月の未納期間について、申立人は同年8月に就職して厚生年金保険に加入しており、同年7月分の納付書には納付期限として平成元年8月31日と記載されていることから、同年8月の国民年金保険料と思い、納付しなかったことを明確に記憶していること、及び当時の未納の納付書を保管していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる上、申立期間は1回、かつ16か月と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年10月まで

私は、昭和55年3月に退職した際に、勤め先で国民年金の再加入を勧められたことから、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、43年4月から納付書制度が実施されていることが確認でき、納付書により金融機関で保険料の納付を行うことは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が退職した時に、申立人に国民年金への再加入を勧めたとする法人は、退職者に対して国民年金への再加入を必ず勧めていたと証言している上、申立人と同時期に退職した元同僚の国民年金の記録によると、退職と同時に国民年金に加入していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、「娘が長期の通院をすることとなったため、妻がやむなく退職することとなったことから、妻が市役所で国民年金の再加入手続を行い、届いた納付書により保険料を金融機関で納付していたことを聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、結婚後も任意加入しているとともに口座振替を利用している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から同年12月まで

私は、転職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、昭和61年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていることが確認でき、同年同月から同年8月までの保険料は納付済みとされている。

また、申立期間直前の昭和61年9月は、厚生年金保険の加入期間であるにもかかわらず、国民年金保険料が重複して納付されたため、62年3月に、同期間の保険料が還付されていることが確認でき、その時点において、申立期間の保険料が未納であれば、本来その一部に充当すべきであり、還付されることはなかったものと考えられることから、還付の時点では申立期間の保険料は納付済みとされていた可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に子供が誕生したことを契機に、妻から「国民年金にきちんと加入して将来のために備えて欲しい。」と強く勧められたことから、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金加入手続後に金融機関でまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が加入手続後にまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、「子供が誕生したころに、夫（申立人）から、国民年金に加入し、まとめて保険料を納付してきたと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私の夫が、私の国民年金の加入手続を行ったと思うが、具体的なことは分からない。

国民年金保険料についても、夫が集金人に夫婦二人分を3か月ごとに納付書で納付しており、夫が不在の時には、私も保険料を集金人に納付したこともある。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納にされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が分からないとしている国民年金の加入手続時期は、申立人が居住していた市の手帳交付簿、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の保険料納付開始日などから、昭和50年8月及び9月の間と推認され、また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、申立人の夫が妻についても一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の夫が加入手続を行ったと推認される昭和50年8月及び9月の間は、第2回特例納付実施期間中であり、夫婦は、この特例納付と過年度納付により、40年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、12か月と短期間である上、申立人が申立期間②直

後の国民年金保険料を納付し、前述のとおり申立期間②直前までの期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付しているのに、申立期間②の保険料のみを未納としていることは不自然である。

また、申立期間②のうち昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人の夫のみが申請により国民年金保険料の納付を免除されている記録が確認できるが、加入手続を行った時点以降の保険料を納付する一方で、同手続以前の国民年金保険料について半年もさかのぼって免除の申請を行い、その承認を受けたとは考えにくく、しかもその夫のみが免除とされていることも不自然であり、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②の前後を通じて夫婦の住所に変更はなく、家業の商売も順調であったとしており、生活状況に変化は認められないこと、及び加入手続時以降においては、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間②の保険料については納付があったものとするのが自然である。

- 3 一方、申立期間①について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料のほとんどを納付し、その夫が不在時に限って代わって申立人が納付し、いずれも納付書により集金人に納付したと主張しているが、その夫は既に他界しており、申立人が申立期間①当時居住していた市では、その時点では納付書による現年度保険料の納付が開始されていないことが確認でき、申立人の記憶は必ずしも定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、夫婦の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 50 年 8 月及び同年 9 月のころにおいては、申立人は 43 歳、その夫は 55 歳であり、この時点から 60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても、老齢年金の受給資格を得られるのに必要な保険料納付年数は、申立人が 25 年、その夫が 14 年であったことから、夫婦は、受給資格を得るのに不足する年数分の保険料にほぼ見合った金額を過去にさかのぼって特例納付等により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の夫も申立期間①の保険料は未納とされている。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から50年3月まで

私は、時期については明確に憶えていないものの、昭和43年11月に会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が納付書により金融機関や郵便局の窓口で納付しており、結婚後については、常に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことを強く憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、結婚後の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和50年11月に夫婦連番で払い出されていることが推認できる上、申立人とその夫の保険料の収納日は、確認可能な限りにおいて一致しており、納付行動は同一であったことがうかがえることから、保険料の納付が可能な期間について申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの期間は保険料を納付済みであることから、当該期間について申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年

11 月当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料を年度当初からさかのぼって 2 年分過年度納付している事例が散見されることから、申立期間のうち、48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料については納付が可能であったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月から 48 年 3 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月から 45 年 6 月までの期間については厚生年金保険の被保険者であったことから保険料を納付することができない期間である上、同年 7 月から 48 年 3 月までの保険料は未納となっていることから申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和 43 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月まで

私の父親は、国民年金制度が始まった時に、私と私の兄夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても私が結婚するまで、父親が納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が創設された時に、申立人の父親が申立人及び申立人の兄夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を父親が納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の兄夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、その資格取得年月日が昭和 35 年 10 月 1 日とされており、申立人の父親が昭和 36 年 4 月の国民年金制度が開始される前に申立人及びその兄夫婦の国民年金の加入手続を行い、その後、保険料の納付を始めたことが推認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄夫婦は申立期間の保険料が納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間当時、兄夫婦を除く他の兄弟は国民年金には加入しておらず、自分と兄夫婦だけが父親から国民年金保険料を納付してもらい、結婚する際には父親から、「これからは自分で保険料を納付するように。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、その父親が申立人の国民年金加入直後の保険料を 1 年のみ納付し、結婚直前の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は 1 回、

かつ13か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間、53年4月から同年7月までの期間、62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和53年4月から同年7月まで
③ 昭和54年9月から60年9月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで

私が短期大学を卒業後、父親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間①については、私の父親が、私と父親、及び母親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間②については、父親が、私と母親及び弟の3人分の保険料を納付していた。

結婚後の昭和55年5月ごろ、市役所の窓口で氏名変更の手続を行い、その後、54年9月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。55年以後は、私が夫婦二人分を3か月ごとに納付し、57年からは夫婦二人分を毎年前納していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の父親及び母親は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間②は4か月、申立期間①は12か月と、ともに短期間であり、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人の保険料を納付していたとするその父親の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、その父親が申立期間①及

び②の保険料を納付していたと考えるても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間④については、当該期間の前後の保険料は納付済みとされており、申立期間は3か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間③については、申立人は、結婚後の昭和55年5月ごろ、市役所の窓口で氏名変更の手続を行ったと主張しているが、申立人の特殊台帳には、59年の時点で旧姓が記載されており、この時点では氏名変更を行っていなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名変更を行ったのは、昭和62年6月となっており、これ以降に、申立期間③直後の国民年金保険料を過年度納付していることから、当時、前納により保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない上、申立期間③の保険料は、この時点では、時効により納付できない期間となっている。

さらに、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間、53年4月から同年7月までの期間、62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、26歳ごろに市役所へ行った際、職員に勧められ国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が信用金庫へ行き、3か月ごとに納付書で納付していたと思う。私は、保険料をずっと納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や申立人の元夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする信用金庫は、申立期間当時、申立人が居住していた市が指定した国民年金保険料取扱い金融機関であったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで
③ 平成4年10月及び同年11月

私は、父親の経営する会社へ入社した際、厚生年金保険には加入できないと父親に言われたことから、昭和61年7月に、区役所で妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、父親が金融機関で納付していたはずである。その後の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を口座振替により納付していたはずである。申立期間①及び②の定額保険料が未納とされ、申立期間③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月に妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①の前後の納付済期間は、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、途中の申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

さらに、申立期間②の国民年金保険料額については、申立期間直後の昭和61年4月以降の保険料額よりも安価であることから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は6か月と短期間である。

加えて、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料も含めて納付済みとなっており、申立期間③の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③のみが未納とされているのは不自然である上、申立期間③後に保険料の未納はないことから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間③については、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月、同年3月及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月及び同年3月
② 昭和60年10月から61年3月まで
③ 平成4年10月及び同年11月

私は、義父の経営する会社へ入社した際、厚生年金保険には加入できないと義父に言われたことから、昭和61年7月に、区役所で私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、義父が金融機関で納付していたはずである。その後の国民年金保険料については、定額保険料に加えて付加保険料を口座振替により納付していたはずである。申立期間①及び②の定額保険料が未納とされ、申立期間③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月に国民年金の加入手続を行い、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①の前後の納付済期間は、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、途中の申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は2か月と短期間である。

さらに、申立期間②の国民年金保険料額については、申立期間直後の昭和61年4月以降の保険料額よりも安価であることから、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は6か月と短期間である。

加えて、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料も含めて納付済みとなっており、申立期間③の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③のみが未納とされているのは不自然である上、申立期間③後に保険料の未納はないことから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間③については、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

私の父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、両親と私の国民年金保険料を一緒に区役所や郵便局で納付していた。私の 20 歳到達時から結婚した昭和 41 年 12 月までの私の保険料については、父親がすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、20 歳から結婚した昭和 41 年 12 月までの期間について、申立人の父親が区役所や郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、区役所窓口において現年度納付が可能であり、申立人が居住していた区内郵便局においても、備え付けの納付書により現年度納付及び過年度納付による保険料の収納事務が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 8 月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、37 年 1 月から同年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるものの、当時は、資格取得日までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立人の父親が納付していたとする期間は、同年 1 月から 39 年 3 月までの期間であったと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一緒に納付したとする工場を経営していた申立人の父親は、申立期間の保険料が納付済みであることから、当時、長女として工場を手伝っていた申立人にかかわ

る納付可能な期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度創設時の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、申立期間を含め、60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付している上、申立人についても、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の両親及び申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3679

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 39 年に会社を退職し、その後、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に、会社退職時にさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いたことから、納付方法や時期は憶えていないが、未納がないように保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、未納がないように国民年金保険料をさかのぼって納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 12 月に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年4月まで

私は、昭和54年3月に元夫が会社を退職したのをきっかけに、市役所で元夫と一緒に国民年金の加入手続をした。平成9年4月ごろ、市役所で転入の手続をした際に、国民年金課の職員から2年さかのぼって未納となっている国民年金保険料を納付できると聞いたことから、後日、納付書を使用して金融機関で約30万円の保険料をさかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に転居した後、申立期間の国民年金保険料を未納がないように納付書を使用して金融機関で約30万円の保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額と一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人が所持している年金手帳には、平成7年3月31日に第1号被保険者となった記録があることから、申立人は、種別変更手続を適切に行ったことが確認できる。

さらに、申立期間後の国民年金保険料は全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できるとともに、申立期間当時、申立人は元夫と共に仕事をしてきたことから、申立期間の保険料を納付するだけの資力があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間及び53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和53年1月

私は、結婚後の昭和40年3月に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間当時の国民年金保険料については、私が納付書により金融機関で納付していた。保険料の納付を忘れないように十分に注意していたことから、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ12か月及び1か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付することは可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、昭和40年3月から国民年金に任意加入している上、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3682

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 38 年 12 月に会社を辞めた後、引き続き国民年金に任意加入し、厚生年金保険に加入する 55 年 12 月まで、自宅に来ていた集金人に自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ 3 か月と短期間である上、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の勤務先に変更はなく、申立期間当時に納付が困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

また、集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張については、申立人が申立期間当時居住していた区では集金人制度が存在していたことが確認できることから、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和 38 年 12 月に国民年金へ任意加入した後、56 年 1 月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き国民年金保険料の未納はなく、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は昭和 36 年 4 月に国民年金へ加入した後、加入期間においては申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付し、平成 8 年度から 10 年度までの保険料を前納しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22 年 6 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 6 月 5 日まで
私は、昭和 14 年 7 月 18 日に A 社 B 事業所へ入社した。

昭和 19 年 6 月から戦後 C 社と名称変更した D 社へ出向し、21 年 5 月に出向解除となったので A 社 B 事業所に戻り、出向前と同様の業務に従事し 22 年 6 月ごろまで在籍したが、同社同事業所へ復職した後の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された退職者名簿には、申立人の同社入社日は、昭和 14 年 7 月 18 日、退職日は 22 年 6 月 4 日と記載されている。

また、申立人と A 社への入社及び関連会社への転職が同時期であったとする同僚は、「申立人とは同期入社であったが、私はその後出征した。昭和 22 年 5 月に A 社に復職したときには、申立人が D 社への出向から戻っていたと思う。」と証言している。

これらのことから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、資格取得日順に記録されている名簿、あいうえお順に記載されている名簿及び従前と異なった健康保険整理番号が振られ、資格取得日が前後して記録されている名簿があり、複数回書き換えられていることがうかがわれるが、同一の者について、資格取得日が異なる日付けで転記されている記録が多数存在することが確認できる。

このことについて、年金事務センターは、「A社B事業所の名簿については、当時、何らかの理由で数回書き換えられており、資格取得日が前後したり、番号がさかのぼるなど記録管理が不完全であったと考えられるが、当時の関係資料は保存されていない上、当時の取扱いについても不明である。」と回答している。

また、申立人が提出したA社B事業所のE懇親会名簿に記載された同僚は、ほぼ、同社同事業所における被保険者期間が確認できるものの、当該懇親会名簿に記載された同僚の中には、オンライン記録において同社同事業所における被保険者記録があるにもかかわらず、上記被保険者名簿に氏名が記載されていない者や、オンライン記録における被保険者期間と上記被保険者名簿に記載されている被保険者期間が一致しない者なども確認でき、当該事業所の厚生年金保険被保険者に係る記録管理が不自然であることを踏まえると、申立期間当時、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元されたものと考えられ、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当該被保険者名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22 年 6 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規程に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年11月3日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年11月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年11月3日から同年12月1日まで
② 昭和27年12月25日から28年9月1日まで
③ 昭和29年12月30日から35年5月21日まで

私は、A社に戦時中から昭和35年5月20日まで継続して勤務していた。不況で給与が遅配気味だった時期はあるが継続して勤務をしていたので欠落している3か所の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和20年11月3日に同社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年12月の社会保険事務所（当時）の記録から120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和30年7月26日に適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主及び役員の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、同僚の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が資格を喪失した昭和27年12月25日にA社B工場は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

申立期間③については、同僚から聴取したものの、申立人が当該期間にA社に勤務していた旨の供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は昭和28年9月1日に再度、適用事業所となり、30年7月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のほとんどが、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間②及び③について、給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料控除に関する記憶もあいまいである上、このほかに厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、22 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から同年 9 月 15 日まで
社会保険事務所（当時）から連絡が来て、A社における標準報酬月額が実際の金額よりも低く記録されていることを知ったが、申立期間当時は家族を扶養していたため手取額が 30 万円であったはずであり、この期間を調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 9 月 27 日）の後の 8 年 3 月 5 日付けで、さかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た 22 万円とすることが必要と認められる。

一方、申立人は申立期間における諸控除額を除いた給与額は 30 万円であったと主張しているものの、A社は商号変更を経て所在が不明となっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人も給与明細書等の書類を保管していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年12月15日から32年1月25日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月15日から32年2月20日まで
社会保険事務所の記録では、A社において、昭和31年12月15日にいったん厚生年金被保険者資格を喪失し、32年2月20日に再び資格を取得していることになっているが、私は同社に継続して勤務していたので、空白が生じるはずがない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社の資格喪失日は、昭和31年12月15日であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和32年1月25日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和32年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和31年12月の標準報酬月額については、当該被保険者台帳の記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和32年1月25日から同年2月20日までについては、申立人が記憶している同僚及び申立期間において被保険者であったことが確認できる同僚など、複数の者に照会したものの、申立人が当該期間に継続して勤務していたことが確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、当時の経理担当者によると、「従業員の入社及び退職の書類は正

確に作成していたので、会社が意図的に2か月の欠落をしたとは考えられない。いったん退職したのではないか。」と述べている。

さらに、申立人は、「期間は定かではないが、他社に手伝いに行った記憶がある。」と述べている。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に、同社C製作所における資格取得日に係る記録を23年4月24日に訂正し、20年11月の標準報酬月額を110円、23年4月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 23 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和19年5月8日にA社に入社してから52年5月1日に定年退職するまで継続して勤務していたが、20年11月1日から同年12月26日までの同社本社に勤務していた期間及び23年4月24日から同年5月1日までの同社C製作所に勤務していた期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の経歴書、個人カード及び事業所の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和20年11月1日に同社B製作所から同社本社に異動、申立期間②は、23年4月24日に同社本社から同社C製作所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和20年12月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から110円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C製作所における23年5月の当該被保険者名簿の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、平成 3 年 8 月ごろの給与月額は 53 万円程度であったが、社会保険庁（当時）の記録では、標準報酬月額が 30 万円となっていることから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 30 万円と記録されている。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員記録から、申立人の厚生年金基金における申立期間に係る標準報酬月額は 53 万円であることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金関係各種届出様式用紙は、厚生年金保険、健康保険組合との一括複写式が使用されており、当該基金に提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出されていたはずである。」との回答があった。

さらに、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、当該厚生年金基金の届出書が複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人について、申立期間において厚生年金基金と同額の 53 万円の標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は3万9,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和31年4月1日に入社し、平成7年11月17日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、オンライン記録では、同社の厚生年金保険被保険者資格を昭和40年9月28日に喪失し、同社B事業所での被保険者資格を同年12月1日に取得しており、3か月間空白となっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した健康保険厚生年金保険管理簿、申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和40年12月1日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和40年9月は3万9,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年4月26日まで
A社で勤務していた期間のうち、平成6年11月から7年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額記録が14万2,000円となっているが、実際には44万円の給与をもらっており、控除されていた保険料に見合う標準報酬月額とも相違している。標準報酬月額が変更されているのは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成7年7月31日の後の同年9月20日付けで、遡及して14万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は当該処理が行われた平成7年9月20日には、他の事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月1日から10年2月28日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から10年2月28日まで
② 平成10年2月28日から同年8月21日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）の職員から、私の平成8年8月1日から10年2月28日までの期間における標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されている説明を受けた。当該期間の標準報酬月額を減額前の金額に訂正してほしい。

申立期間②について、私はA社に平成10年8月20日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、同年2月28日までとなっている。当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月から10年1月までは53万円とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日より後の同年3月11日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に事業主及び役員1名についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書により、申立人はA社の役員であったことが確認できるものの、申立人を知る同僚は、「申立人の当時の仕事は、製造、機械の組立てであり、経理、事務関係には一切関与していない。代表者印は社長が所持していた。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期

間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、平成 8 年 2 月 28 日から 10 年 5 月 5 日までの雇用保険被保険者記録及び申立人の預金通帳に同年 8 月までの A 社からの給与の振込が確認できることから、申立人が当該期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人の A 社における資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日（平成 10 年 2 月 28 日）と同日であり、当該期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の預金通帳で確認できる当該期間に係る給与の振込額は一定金額ではなく、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人は A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の属する月から、当該期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月16日から同年4月30日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年4月30日から同年7月8日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年7月8日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月16日から同年4月30日まで
② 平成9年4月30日から同年7月8日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が20万円と記録されているが、同社では給料は50万円ぐらいもらっていた。経理面は関与していないが、給与の額が少ないので事業主と話し合いをした記憶があるので間違いは無いと思う。調査し、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成9年4月30日に厚生年金保険被保険者資格が喪失されている記録になっているが、私がA社を退職したのはそれより後であると思うので、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年6月30日）の後の同年7月8日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられている上、申立人を除く39名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬

月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円と訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の A 社における資格喪失日は平成 9 年 4 月 30 日と記録されているが、当該喪失処理が行われたのは、上記の標準報酬月額の見直し処理が行われた日と同日の同年 7 月 8 日である上、同日において、申立人を除く 42 名についても資格喪失日をさかのぼって同年 4 月 30 日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録（平成 9 年 1 月 16 日資格取得、同年 8 月 20 日離職）から申立人が当該期間、A 社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 9 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が資格喪失の処理をした同年 7 月 8 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A 社における当該期間の見直し前の社会保険事務所の記録から 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月19日から同年4月1日まで
② 昭和39年1月16日から同年3月1日まで

私は、大学卒業式の数日後の昭和28年3月19日に、A社の前身であるC社へ入社し、平成2年3月31日に退職した。途中で辞めた記憶は無く、「厚生年金基金年金裁定通知書」及び「退職金の計算明細について」によって、申立期間に勤務していたことが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録、D社の保管する労働者名簿、申立人が提出した「厚生年金基金年金裁定通知書」及び「退職金の計算明細について」から判断すると、申立人が同機構に継続して勤務し（昭和39年3月1日にA社から同社B本部に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている申立人の資格喪失日が昭和39年1月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記労働者名簿、「厚生年金基金年金裁定通知書」及び「退職金の計算明細について」から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和28年3月に入社したとする同僚2名についても、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚の記憶する入社日と、厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較したところ、その記憶する入社日の翌月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している状況が見られた。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）本社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月5日に、同社B支社における資格取得日に係る記録を25年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年4月は3,300円、25年6月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月5日から同年5月21日まで
② 昭和25年6月16日から同年7月1日まで

私は、昭和24年3月に大学を卒業し、同年4月にA社本社に入社以来、35年5月2日まで継続して勤務していた。

また、A社B支社には、昭和25年6月から赴任している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の保管する従業員台帳及び同僚の証言から、申立人は昭和24年4月5日にA社に正社員として入社し、当該期間に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、A社では、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたと述べているところ、申立人と同日に入社し、同様の業務に従事していた同僚の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和24年4月5日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同期入社同僚の昭和24年4月の標準報酬月額から3,300円とすることが妥当である。

申立期間②について、前記の従業員台帳の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和25年6月16日に同社本社から同社B支社へ異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 25 年 7 月の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(昭和51年5月21日)及び資格取得日(同年10月1日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から同年10月1日まで
昭和48年3月20日から52年7月21日までの期間、A社に継続して勤務していたが、51年5月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和48年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年5月21日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月から同年9月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人の申立期間にA社で勤務した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の当時の上司は、「申立人が途中で会社を辞めた記憶は無い。また、休んだとか、仕事を変わったというような記憶も無い。」と述べているところ、当時の経理担当者は、「継続して勤務していれば資格を喪失することは無い。」と供述しており、当該上司及び経理担当者も申立期間において厚生年金保険の記録は継続している。

さらに、申立人と同期入社した同僚11名及び申立人と業務内容が同じ9名を含む同僚35名を調査した結果、申立期間内に空白の期間がある1名を除き、34名については厚生年金保険の記録は継続しており、当該1名については、腎臓の具合が悪く、時々休んでいたとの証言がある。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額の記録から判断し、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年5月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月1日から17年1月1日まで

A社に平成16年7月ごろから18年6月まで勤務しており、給与明細書では16年12月から厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便では厚生年金保険被保険者期間が17年1月1日からとなっている。申立期間についても被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の厚生年金保険の資格取得届を遅れて届け出たことを認めていることから、事業主が平成17年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る16年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 2806 (事案 1520 の再申立て)

第 1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までの期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されているため、年金記録確認の申立てを行ったが、訂正不要の通知を受けた。

しかし、私は代表取締役の指示に従って業務に当たっていたに過ぎず、当時、A社の代表者印を所持していたのは代表取締役であったので、申立期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、申立人がA社の取締役であったことが閉鎖登記簿謄本により確認できる上、取締役総務部長として社会保険事務所へ赴き、「年金額が減少する旨の説明を受けた。」との申立人の供述から、申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意したものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立期間当時のA社の代表取締役から新たに「A社の代表者印は私が持ち歩いていたので、申立人が勝手に^{そきゆう}遡及訂正書類に押印することはできなかった。」旨の供述があった。

これらのことから、申立人は取締役総務部長であったが、社会保険の届出等事務について実質的な権限を有しておらず、当該標準報酬月額の減額に係る処理について関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初

届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和59年12月29日）及び資格取得日（60年9月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月29日から60年9月1日まで
A社（昭和60年3月に、B社に社名変更）に昭和59年4月1日から平成元年9月末日まで勤務していた。厚生年金保険被保険者記録では、同社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。給与明細書等は所持していないが、申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和59年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年12月29日に被保険者資格を喪失しており、その後、60年9月1日にB社で再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録では、申立人がB社で昭和59年4月1日に被保険者資格を取得し、平成元年9月30日に同資格を喪失したことが確認でき、途中で離職した形跡は無い。

また、A社について、申立人と同じく昭和59年12月29日から1か月違いである60年8月1日までの被保険者記録が欠落している同僚から提出された給与明細書（写し）から、当該欠落期間における厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から60年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」で厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A社に勤務していた昭和54年6月は、厚生年金保険に未加入となっていた。同社を退職したのは、同年6月30日であり、B社に依頼して発行してもらった在籍証明書があるので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社が発行した在籍証明書及び同社から提出された昭和54年7月3日付けの社報により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「通常、月末退職の場合は給与から2か月分の保険料を控除しているはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和54年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年3月9日から37年4月1日まで
② 昭和37年5月20日から38年9月5日まで

私は、昭和36年ごろはC市内の現場に、37年ごろはD県E地区の埋立てやF県G地区などの現場にそれぞれ出稼ぎに行き、同僚と一緒にA社やH社等に雇われていた。申立期間①及び②の厚生年金保険記録が無いのは納得いかないので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年10月1日から37年1月25日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が相違している者が36年10月1日に被保険者資格を取得し、37年1月25日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は同姓同名の者はいなかったと述べているところ、同僚もA社には申立人と同姓同名の者はいなかったと証言していることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和36年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年1月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和36年3月9日から同年10月1日までの期間及び37年1月25日から同年4月1日までの期間並びに申立期間②につ

いて、申立人は、A社やH社等に雇われて、季節労働に従事していたと述べている。

しかし、申立人が一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚に当時の申立人に係る勤務実態及び保険料控除について照会したところ、この同僚は当時の記憶は定かでない上、当該期間において、この同僚もA社に係る被保険者となっていない。

また、申立人が勤務していたとするH社についても、申立人及び前記の同僚は、同社に係る被保険者となっていない。

さらに、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立人は申立期間②のうち、昭和37年5月20日から38年4月1日までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同年5月26日から同年9月5日までの期間は、I社の労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に勤務していたことが確認できるところ、同社は「当該期間は見習期間と考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月27日に、資格喪失日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月27日から同年5月21日まで

私は、昭和40年10月15日にB社に入社して以来、63年8月31日に退職するまで継続して在籍していたが、派遣されてA社所有の船舶Cに乗船した41年3月27日から同年5月21日までの期間の船員保険被保険者記録が欠落している。

船員手帳に当該期間の乗船記録があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の雇入契約関係記録に、申立期間に係るA社所有の船舶Cでの雇入年月日及び雇止年月日が記録されており、海運局の官庁公認印が押されている。

また、親会社であるB社が保管している船員保険被保険者票及び就労記録に、申立人が申立期間にA社へ派遣された記録（昭和41年3月27日にB社からA社に異動、同年5月21日にA社からB社に異動）が記載されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和41年2月のB社における船員保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

A社は既に解散している上、事業主の所在も不明であり、事業主が保険料を納付したか否かについての確認はできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 2811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を平成19年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月1日から同年3月21日まで

私は、平成19年3月20日までA社に勤務したが、厚生年金保険の記録では同年2月1日が資格喪失日とされている。解雇通知書と給与明細書を所持しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び解雇通知書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持しているA社に係る平成19年3月分の給与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したと回答していることから、事業主が平成19年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月27日から同年8月1日まで

私は、昭和25年5月6日から53年11月20日に退職するまで一貫してA社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、同社本社から同社C営業所に転勤した期間について年金記録に欠落がある。実際の異動日の記憶は明瞭ではないが、勤務は継続していたはずであるので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の人事記録、同社の回答及び申立人の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年7月27日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は35万円、同年12月8日は45万円及び19年8月9日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日、同年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については35万円、申立期間②については45万円及び申立期間③については38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申

立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は32万円、同年12月8日は43万円及び19年8月9日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日、同年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については32万円、申立期間②については43万円及び申立期間③については35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は32万円、同年12月8日は43万円及び19年8月9日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日、同年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については32万円、申立期間②については43万円及び申立期間③については32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は32万円、同年12月8日は43万円及び19年8月9日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日、同年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については32万円、申立期間②については43万円及び申立期間③については35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申

立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月10日は23万円、同年12月8日は30万円及び19年8月9日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日、同年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については23万円、申立期間②については30万円及び申立期間③については27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申

立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月8日は5万円及び19年8月9日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年8月9日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年12月8日及び19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については5万円及び申立期間②については25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 9 日

平成 21 年 12 月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに19年8月9日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

平成21年12月ごろ、A社の事業主から「21年11月ごろに18年8月10日分の賞与支払届の申告漏れに気づき、社会保険事務所（当時）に記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかった。」旨の報告があつて、厚生年金保険料が納付されていない状況を初めて知った。

賞与から厚生年金保険料を控除されていることは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与分賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 2821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私がA社を退職したのは、昭和49年3月31日である。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が同日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する申立期間に係る給与台帳及び同社の回答により、申立人が同社に昭和49年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与台帳から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りであると思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月26日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D支店における資格取得日に係る記録を同年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月13日から同年6月1日まで
② 昭和24年4月26日から同年5月1日まで

私は、昭和22年5月から平成元年2月まで、A社に継続して勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、入社直後の同社C支店に勤務した昭和22年5月13日から同年6月1日までの期間及び転勤後の同社D支店に勤務した24年4月26日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する異動辞令の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和24年4月26日に同社本店から同社D支店へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び23年8月1日から24年4月30日までの期間に適用された標準報酬月額等級表から判断すると、4,200円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、採用辞令及び同僚の証言から、申立人がA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、同僚の厚生年金保険の資格取得日も昭和22年6月1日となっているところ、当該同僚は「私は申立人より1か月ほど早い22年4月にA社C支店に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年6月1日で間違い無いと記憶している。何らかの説明を会社側から受けた気がする。」と証言している。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年6月1日に同社C支店で資格を取得した者は、申立人を含め15名おり、これ以前の被保険者の資格取得日は21年4月1日と1年以上離れている上、この期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 48 年又は 49 年ごろ、私の母親の家に来ていた国民年金保険料の集金人は、私が退職一時金をもらったことを知ったことから、私が国民年金に加入するように母親に勧めたため、母親が私の国民年金の加入手続を行った。

また、私が結婚する前の時期である申立期間の国民年金保険料については、私の母親が過去の保険料を毎月さかのぼって納付し、私の国民年金手帳に検認印を押してもらっていたはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親も既に他界しているため、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、共済組合の退職一時金を受給した後の昭和 48 年又は 49 年ごろに、申立人の母親が自宅に来ていた集金人に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当時、国民年金の資格取得手続は、市が保管する住民基本台帳を確認した上で行われていたことから、結婚により 47 年 5 月からその母親とは別の市に居住していた申立人に対し、住民票の存在しない転居前の市が申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に付された番号の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 8 月ごろと推認でき、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3684

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 52 年 2 月まで

私は、昭和 42 年 5 月ごろ、市の集金人になった知人に依頼して、国民年金の加入手続を行った。加入当初は、その知人が自宅に来て、国民年金保険料を集金していた。その後、集金人は二人代わった。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の集金人になった申立人の知人に依頼して、国民年金の加入手続を行い、その後、その知人に申立期間当初の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続時に国民年金手帳を受け取ったかどうかの記憶がなく、納付したとする金額も当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、昭和 42 年 5 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、52 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から任意加入時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3685

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 57 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になったときに、父親が行ってくれたと思う。

申立期間に係る私の国民年金保険料について、父親が、いつ、どこで、どのように納付していたかは分からないが、必ず納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になったときに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 12 月に払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から49年3月まで

私は、大学を卒業し、私の父親が経営する会社に勤務していた23歳のときに、私の母親から私の国民年金保険料を20歳から納付していると聞いた記憶がある。母親は、私が20歳から結婚するまで保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、自分が23歳になったときに、申立人の母親から、申立人が20歳になった昭和39年*月から申立人の国民年金保険料を納付していると聞いた記憶があると主張しているが、その母親から受け取ったとする年金手帳は49年11月以降に交付されている様式の手帳であることから、申立内容と一致しない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から10年9月まで

私は、平成11年4月に盲学校に入学し、学校説明会で、国民年金保険料が未納だと障害年金をもらえなくなるという説明を受けたので、母親が町役場の支所で加入手続を行ってくれた。その後、社会保険事務所(当時)の職員にさかのぼることのできる期間の納付書を発行してもらい、母親が自宅近くの郵便局で定期的に保険料を納付した。その保険料を納付し終えた数か月後、社会保険事務所の職員から新たな保険料の未納分が見つかり、その月内に納付しないと期限切れになると言われ、母親がまとめて納付した。私は、さかのぼることのできる期間の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、さかのぼって納付可能な期間の国民年金保険料を、申立人の母親が納付したと主張しているが、当時その母親がさかのぼって納付したとする保険料の総額は実際に納付すべき金額と大きく相違しているだけでなく、その保険料の総額はオンライン記録により納付済とされている期間の金額とほぼ一致している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金加入後、^{そきゅう}遡及分の保険料を定期的に納付し、その後、新たに見つかった未納分の保険料も納付したと主張しているが、その新たに判明した未納分^{あいまい}についての期間の始期及び終期の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 6 月から平成元年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 6 月から平成元年 8 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になったときに、父親が行ってくれたはずであり、国民年金保険料も父親が納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ては、申立人の兄が申立人の代理で行っており、申立人の兄は、申立人が 20 歳になったときに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人及びその兄は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点からさかのぼって納付が可能な元年 9 月から 3 年 9 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の父親は、同年 10 月に申立人の国民年金の加入手続を行った後に当該期間の保険料を納付したものと推認できるが、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から平成 5 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 7 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 11 月から平成 5 年 3 月まで
③ 平成 5 年 5 月から 7 年 12 月まで

私は、会社を退職したのを契機として、昭和 44 年 3 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたが、平成 6 年か 7 年からは口座振替により毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、口座振替により納付していたと主張していたが、その後、平成 6 年又は 7 年に口座振替による納付を開始するまでの期間については、集金人に納付していたと申立内容が変遷している。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和 56 年 3 月をもって集金人制度が廃止され、同年 4 月以降における国民年金保険料の納付方法は、納付書又は口座振替に限られていたことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月まで

申立期間当時、私を含む家族全員で縫製業を営んでおり、父親が代表者で経理を担当していたので、私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、父親が行っていたはずである。

申立期間について、当時同居していた両親や、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、家族のうち私だけが未加入で保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 50 年 11 月ごろと推認でき、その時点では、仮に申立期間が未納期間とされていたとしても、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間中に住所の変更がなく、国民年金手帳記号番号を調査したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できなかった。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 5 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に結婚した後、49 年 5 月に会社を設立したが、直ちには厚生年金保険と健康保険に加入できるだけの資力はなかった。長男が生まれた時期なので、国民健康保険に加入したのは確かであり、国民健康保険と国民年金はセットで加入するものと認識していたので、当然に国民年金にも加入し申立期間の保険料を納付していた。

私は、経営者として従業員に「将来、厚生年金保険等に参加するので、それまでの期間については、国民年金と国民健康保険に参加すること。」と指導していた立場であり、自分が申立期間に国民年金に参加していなかったとは考えられない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民健康保険に加入したことは確かであるから、当然に国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人は加入に際しての記憶がなく、保険料の納付についても、申立人だけではなく保険料を納付したこともあるとする申立人の妻も、納付方法などの記憶が必ずしも定かでないとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対しては申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立人の妻も申立期間に国民年金に参加していないことを考え合わせると、申立人は申立期間においては、国民年金に参加していなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人が経営していた会社の従業員に

対して、厚生年金保険等に加入するまでの期間については、国民年金及び国民健康保険に加入するよう指導しており、自らが加入するのは当然と主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 53 年 6 月 1 日時点で在籍しており、厚生年金保険に加入して被保険者となっていた者が 25 人認められるが、国民年金に加入していたのは 5 人とどまっており、このうち適用事業所となる前から同社に勤務していたと考えられる者で国民年金保険料を納付していたのは 1 人だけであったことが、オンライン記録で確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3692

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 4 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を、後日、自宅に届いた納付書により金融機関で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その際、持参したとする申立人の年金手帳には、平成 5 年 10 月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない上、申立人の記憶している申立期間の国民年金保険料額は同年当時の保険料額とほぼ一致しており、申立内容が不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3693

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年に郷里に転居する直前に、当時居住していた住所地の区役所で、未納となっていた国民健康保険料を納付した。その際、職員から、国民年金保険料も納付するように言われたため、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年に郷里へ転居する直前に、当時居住していた住所地の区役所で、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、まとめて納付したとする保険料額についての記憶もないことから、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が転居した後の郷里の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）から払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間当時居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所では、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見られないことから、申立人が、申立期間当時居住していたとする住所地の区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年6月まで

私は、昭和52年10月ごろ、会社を退職した際に転居し、数か月後に市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に職員から申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して払うように言われたので、保険料額は記憶していないが、その場で保険料を現金により納付した。

申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した数か月後、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳及び保険料の納付金額についての記憶がない上、国民年金ではなく、国民健康保険の加入手続及び国民健康保険料の納付の記憶かもしれないと申立内容が変遷するなど、記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和56年8月ごろと推認され、その時点では申立期間は未加入であることから、保険料をさかのぼって納付することはできない期間である上、申立人は、申立期間当時、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 47 年 9 月までの期間、53 年 7 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 47 年 9 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和 47 年ごろに市役所から勧奨を受けて、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分の保険料を納付していた。平成 9 年に、年金を請求するため社会保険事務所（当時）へ行った際、未納期間があることを知った。その後、11 年ごろに自宅に役所の人に来て、未納とされている期間の保険料をさかのぼってまとめて納付できると説明され、その場でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について実際に過年度納付した場合の金額と大きく異なっている。

さらに、申立人は、平成 11 年ごろに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、その時点においては、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、特例納付の実施期間ではないことから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人が納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3696

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から52年3月まで

時期ははっきりしないが、私の妻が市役所の分室で私の国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当職員から、「さかのぼって保険料を納付してください。」と言われたことから、20歳までさかのぼって私の国民年金保険料を納付したはずであり、その後は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行った際、昭和38年11月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付された任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は53年11月ごろに行われたものと推認でき、同時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であることから、申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、保険料を納付したとするその妻は、2年分以下の保険料を一括して納付した旨証言している上、その保険料額をおぼえていないことから、特例納付によりさかのぼって納付しなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであり、その際に2年分以下の国民年金保険料をさかのぼって納付したと証言していることから、加入手続が行われた昭和53年11月ごろに、52年4月までさかのぼって保険料が納付された記録が申立人の証言する一括納付に相当するものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3697

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料は、自宅に来た市役所の担当者に 60 歳に達するまで、納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から申立期間直前の 63 年 3 月までの 27 年間、国民年金保険料を納付しているが、申立人の生年月日による国民年金の加入可能年数は 27 年であることから、申立人が、申立期間の始期において既に満額の老齢基礎年金を受給できる資格を有していたことが確認できる。

また、申立人は 60 歳に達するまでの間、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では国民年金の加入可能年数に達する期間の保険料を納付した被保険者に、納付しなくても不利益が無い旨の説明を行っていた可能性があり、申立人の夫についても、申立人と同様に国民年金の加入年数を満たした昭和 61 年 4 月以降 60 歳に達するまでの国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から9年9月までの期間、10年8月から同年11月までの期間及び11年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から9年9月まで
② 平成10年8月から同年11月まで
③ 平成11年12月

私は、厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金に加入していたはずである。平成13年1月から15年8月までの間に、金融機関で、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を分割して納付したはずなのに、当該期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金に加入していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所、加入手続時に年金手帳の交付を受けたかどうかなどの記憶が曖昧であることから、申立期間①、②及び③当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、平成13年1月から15年8月までの間に、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を分割して納付したはずであると主張しているが、仮に、申立期間①、②及び③が未納期間であったとしても、申立人が最初に保険料を納付したと主張する13年1月の時点で既に、申立期間①及び②は、

時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 54 年 1 月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に送られてきた納付書により市支所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、その際に交付された年金手帳以外の年金手帳を交付された記憶はないと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、56 年 4 月に払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 56 年 3 月ごろと推認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3700 (事案 2199 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に結婚したが、結婚してすぐに義母が私の国民年金の加入手続を行い、店に来ていた集金人に家族全員の国民年金保険料を納付していたはずである。国民年金の加入状況や申立期間当時の国民年金保険料額等については定かではないが、一緒に納付していた家族の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は、昭和 43 年 4 月に結婚してすぐに、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張していたが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の義母は既に亡くなっており国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないこと、及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の当委員会の通知を受けた後、申立人の義母の友人が、当時、義母から申立人の国民年金の加入手続を行ったことを聞いた旨の証言を得たとして、再申立を行ったが、その友人は連絡先が不明であり、第三者委員会への証言は難しいとしていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再度、当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 14 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、申立人の両親及び夫が経営する店で繁忙期の業務を手伝っていたとする元従業員から、申立人が結婚した後に義母が申立人の国民年金加入手続を行い、店に来た集金人に 4 人分の国民年金保険料を払ったことを聞いた旨の証言とその内容を記載した書面を得たとしているが、その内容について、申立人の加入手続及び保険料納付の時期が明確でない上、保険料納付を示す具体的な記載も見当たらないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 29 日から 23 年 7 月 9 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 46 年 7 月 20 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。途中、19 年ごろから軍隊に入隊し、21 年の年末に復員し翌年の 4 月ごろから同社に復帰したが、厚生年金保険の記録では、22 年 4 月 29 日から 23 年 7 月 9 日までの被保険者記録が無い。同社には入社から退職まで継続して勤務しており、途中の期間が抜けることは考えられない。調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び永年勤続表彰状から、申立人が申立期間において A 社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人は昭和 22 年 4 月 29 日付けで被保険者資格を喪失した旨のほか、備考欄に「59 の 2 該当者」と記入されている。

また、B 社は、「保管している厚生年金保険被保険者資格喪失届を確認したところ、申立人と同日の昭和 22 年 4 月 29 日付けで備考欄に『59 の 2 該当者』と記載されている 500 名以上の者が被保険者資格を喪失している。」と回答している。

これらのことから、A 社は、陸海軍に徴集又は招集されていた被保険者が資格を喪失した旨の届出を昭和 22 年 4 月 29 日付けでまとめて行ったことがうかがえる。

さらに、B 社が提出した労働者年金保険被保険者資格取得届には、申立人の資格取得日は昭和 23 年 7 月 9 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、当時の同僚から供述を得ることができず、B社は、「当時の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年ごろから33年11月ごろまで
② 昭和33年12月ごろから45年10月8日まで

夫は、D職として、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。遺品に、当時の写真や健康保険被保険者証の控え等があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が提出した当時の写真及びD職免許証により、申立人は、当該期間のうち昭和32年6月ごろから33年1月ごろまでA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない。

また、申立人の妻は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない。

さらに、申立人の妻は、申立期間①において、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人は、オンライン記録において、申立期間①のうち、昭和29年5月1日から31年2月29日までの期間については、C社での厚生年金保険被保険者記録が確認できるため、当該期間に同社での被保険者記録がある複数の同僚に照会したところ、1名が、「申立人と私は、C

社で勤務していた。」としている一方で、複数の者が、「A社のことは知らない。」と回答していることから、A社とC社がグループ会社であったことはうかがえず、当該期間において、申立人は、A社ではなくC社に勤務していたものと考えられる。

申立期間②については、申立人の妻が提出した当時の写真及び国民健康保険被保険者証により、申立人は、当該期間のうち昭和34年9月1日から40年ごろまでは、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人は、昭和39年10月1日から45年10月8日までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②当時におけるB社の事業主名は申立人の国民健康保険被保険者証で確認できたものの、オンライン記録によると、当該事業主は既に死亡しており、証言を得ることができないほか、当時の人事記録、給与関係書類等を確認することもできない。

さらに、申立人の妻は、B社の同僚の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない。

加えて、申立人の妻は、申立期間②について、保険料控除が確認できる給与明細書等を所持していないため、保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年5月6日から同年10月12日までの期間、同年11月4日から24年3月8日までの期間及び同年4月25日から25年1月23日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月1日から54年9月1日までの期間及び62年1月1日から63年10月24日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月6日から同年10月12日まで
② 昭和23年11月4日から24年3月8日まで
③ 昭和24年4月25日から25年1月23日まで
④ 昭和52年1月1日から54年9月1日まで
⑤ 昭和62年1月1日から63年10月24日まで

私が保管している船員手帳では、昭和23年5月6日から同年10月12日まで船舶Aに、同年11月4日から24年3月8日まで船舶Bに、それぞれ乗船していた記載があるが、その期間が船員保険の被保険者期間となっていない。また、船舶Cに乗船していた期間については、船員手帳では24年4月25日からとなっているが、船員保険の被保険者記録は25年1月23日からとなっており、資格取得日がおかしい。これらの期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社に勤務していた期間について、船員保険の標準報酬月額は、昭和51年12月まで34万円であったが、52年1月から54年8月まではそれよりも下がっている。E社に勤務していた期間についても、船員保険の標準報酬月額は、61年12月まで47万円であったが、62年1月から63年9月までは44万円に下がっている。しかし、私はその当時、漁撈長をしており、当時の標準報酬月額の最高等級に相当する給与を受

給していたと記憶しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管している船員手帳から、申立人は、申立期間①についてはF社が所有する船舶Aに、申立期間②についてはG氏が所有する船舶Bに、申立期間③についてはH氏が所有する船舶Cにそれぞれ乗船していたことが認められる。

しかし、申立期間①のF社、申立期間②のG氏、申立期間③のH氏に係る船員保険の新規適用日は、それぞれ昭和23年12月1日、24年6月24日、25年1月23日であり、それぞれの申立期間の後になっている上、申立期間においてそれぞれの船舶の船長の船員保険被保険者記録も無い。

また、申立期間①から③までに係るそれぞれの事業所は既に適用事業所でなくなっている上、申立期間①に係る当時の役員並びに申立期間②及び③に係る事業主の連絡先も不明であり、当時の状況について聴取することができない。

さらに、申立期間①及び②に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の記載は無く、申立期間③に係る船員保険被保険者名簿の中に、申立人の記載はあるものの、資格取得日はオンライン記録どおりの昭和25年1月23日となっている。

加えて、申立人は申立期間①から③までに係る船員保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間④について、申立人は、昭和51年12月までの標準報酬月額が34万円であったのに、52年1月から53年8月までの標準報酬月額が28万円、同年9月から54年8月までの標準報酬月額が30万円となっており、従前より下がっていることについて納得できないと主張している。

D社は、賃金台帳等を保管していないため、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できないものの、I組合は、「D社に係る船員保険事務については、当組合が事務組合として行ってきた。船員保険事務の流れとしては、まず、船主であるD社が船舶に係る水揚高を当組合に報告し生産奨励金等を計算し、船主がそれに基づき個々の船員配当を決定する。配当後、船主は当組合に当該配当に係る明細書を提出し、当組合がそれに基づいて社会保険事務所（当時）に報酬月額に係る届出を行う。また、社会保険事務所で決定された標準報酬月額は、その次の航海から適用されることになっている。ただし、申立期間において申立人の標準報酬月額が毎年9月に改定されていることから、一航海に係る水揚高ではなく、基準日

に係る水揚高を基に、同届出をしていたことも考えられる。いずれにしても、申立期間については、その前の航海あるいは前基準日に係る水揚高が低かったため、標準報酬月額も低くなり、最高等級には至らなかったことになる。」と回答している。また、同社の航海報告書に記載されている1日当たりの水揚高と申立期間の標準報酬月額には、I組合が主張する関連性があると認めることができる。

また、D社の航海報告書には、申立期間当時、申立人が乗船していた船舶Jに係る幹部船員の名前が記載されており、当該幹部船員の標準報酬月額を調べたところ、申立人の標準報酬月額は、幹部船員全員とほぼ同水準で改定されていることが確認できる。

さらに、I組合からは、「D社に係る船員保険事務については、当組合を通じて、適正な手続が担保される体制になっている。」と回答があった。

申立期間⑤について、申立人は、昭和61年12月までの標準報酬月額が47万円であったのに、62年1月から63年9月までの標準報酬月額が44万円となっており、従前より下がっていることについて納得できないと主張している。

申立人は、申立期間の直前の期間である昭和60年1月から61年11月までの船員保険料がわかる明細書を保管しており、当該船員保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

また、E社は、賃金台帳等を保管していないため、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できないものの、「従業員の給与額は、航海日数や水揚高、あるいはマグロの値段等により変動する。ゆえに、漁撈長として勤務していても、標準報酬月額が、必ずしも最高等級になるとはいえない。また、申立期間当時のE社と、現在の当社は、同一の社名であるが、実質的には別会社であり、申立期間当時の詳しい状況は不明である。」と回答している。また、同社から昭和59年から63年までの損益計算書及び営業報告書が提出されているが、当該営業報告書には、申立人が乗船していた船舶Kの60年3月6日から61年12月4日までの航海において、「L漁場での釣獲率は平均を下廻り、総体的にも他漁場共余り振わず」との記載があり、申立期間の直前である当該期間の漁獲高の減少により、申立期間の標準報酬月額が下がったものと推認することができる上、損益計算書に記載されている漁業収入と申立期間の標準報酬月額には、事業主が主張する関連性が認められる。

さらに、E社において、申立人が同一の船舶に乗船していたと記憶している幹部船員及び申立人とほぼ同年代で船舶所有者別被保険者名簿における幹部社員に係る標準報酬月額を調べたところ、申立期間においては、全員の標準報酬月額が従前より下降していた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 5 日から同年 9 月 26 日まで
私は、当時身を寄せていた姉夫婦の家の裏にある A 社で勤務していた。同社では、缶詰めの入った箱を流す作業をしていた。
給料から厚生年金保険料が引かれていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 30 年 4 月 5 日から同年 9 月 25 日まで勤務したと述べている。

しかしながら、当時の複数の同僚に照会するも、申立人が A 社に勤務していたことについて、具体的な証言を得ることはできない。

また、申立人は、「A 社には、名前や住所、生年月日などは伝えていない。」と述べている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 38 年 2 月まで
② 昭和 40 年 5 月から 42 年 4 月まで

申立期間①について、A社の社長にスカウトされ、正社員として入社をし、B社の下請けとして同社C工場内で勤務していた。

申立期間②については、実姉の配偶者の知人からD社を紹介され入社した。給与明細書は毎月確認し、厚生年金保険料が控除されていたことをよく覚えている。したがって、上記2社の勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の社長は既に亡くなっており、申立人の前任及び後任として同様の業務内容で勤務していたとされる者も見当たらず、申立人も記憶が無い。

また、申立期間と同時期に同じ作業に従事していた同僚は「日雇労働者やアルバイト等の者もいたと思う。」と供述していることから、事業主は、すべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 2 月まで勤務していたと主張しているが、37 年 1 月 20 日に資格を喪失している同僚は「37 年 1 月にA社は倒産した。」と供述しており、同社の社会保険の適用関係をみると、同年 2 月 4 日に適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、元事業主の証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、社会保険適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、厚生労働省に記録は無く、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社の元事業主は「適用事業所の届出はしていない、従業員の給与から保険料控除はしていない。」と供述している。

さらに、申立人は、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶していると主張しているが、控除されている事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで
私は、中学校を卒業後、すぐに同級生 2 名と共に A 社に入社したが、勤務した期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の所在地、業務内容、常勤従業員数等が同僚の供述内容と一致することから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、A 社には、半年から 1 年程度の試用期間があったと供述しており、このうち 1 名は「私も試用期間中は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び申立人が挙げた 2 名の同僚の氏名は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2829 (事案 891 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から同年12月31日まで

私は、旧制高校を繰上げ卒業し、昭和18年12月1日からA社B事業所に技手として勤務し、19年4月1日から同社本社に籍を置き、委託生として専門学校で1年間学んだ。20年4月2日から再び同社B事業所で勤務し、同年12月31日まで勤務していたので、申立期間について再度、調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「専門学校で1年間就学させてもらったことに恩義を感じ、心情的にA社B事業所の空襲後の後片付けをした。」と述べているが、申立人が、「空襲後の後片付け」に、同社の従業員として、従事していたかどうかは定かではないこと、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認しても、申立期間において申立人の名前が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月26日付けで年金記録訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、「A社の上司及び同僚の姓名を思い出したので、再度、調査してほしい。」と述べているが、当該上司は既に亡くなっており、他の同僚についても、特定ができず、保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人の記憶と複数の同僚の証言から申立人と同様に委託生としてA社に勤務していたと思われる同僚12名は、同社(本社)に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和20年4月2日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人は、昭和19年6月1日から20年4月2日までの被保険者期間となっており、オンライン記録と一致している。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 12 月 1 日に A 社に入社し、平成 12 年 4 月 14 日の退職まで継続して勤務していた。しかし、新設された同社 C 工場へ異動した昭和 35 年 6 月 27 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

ただし、A 社 C 工場は申立期間当時、B 社 D 工場という名称であり、B 社が A 社と合併したため、在職中に A 社 C 工場という名称に変更になった。継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立人は昭和 35 年 6 月 1 日から平成 12 年 4 月 14 日まで継続して A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社 D 工場は、昭和 35 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の B 社の経理及び社会保険事務担当者によると、「私が給与計算を担当していた。当初、A 社と B 社は別会社であり、申立期間当時における B 社 D 工場の従業員の給与は同社から支給していた。」旨を供述している。

さらに、A 社は B 社 D 工場の申立期間に係る人事台帳及び賃金台帳を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、保険料控除について証言を得ることはできない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 46 年 6 月 28 日まで
A社から関係会社のB社に転勤した際の記録が欠落しているが、継続して勤務していたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社での上司でB社の事業主であったC氏が「申立人はA社及びB社において私の部下として継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において申立てに係る関連会社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社について、申立人の雇用保険における被保険者資格喪失日は昭和 45 年 1 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、B社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同社が適用事業所となった昭和 46 年 6 月 28 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立てに係る関連会社に継続して勤務していたと供述しているC氏についても申立人と同様に、昭和 45 年 1 月 1 日にA社において被保険者資格を喪失し、46 年 6 月 28 日にB社において同資格を取得していることが上記被保険者名簿から確認できる。

加えて、申立人と同様にB社において新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料控除に係る供述も得られないほか、現在の事業主も申立期間当

時の書類は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 8 月まで
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 9 月まで

厚生年金保険の被保険者記録が無いが、私は正社員として、A社には昭和 60 年 4 月から 62 年 8 月まで、また、B社には同年 8 月から 63 年 9 月まで勤務し、それぞれ入社して間もなく健康保険被保険者証を受け取ったことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、事業主は、「A社は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となったことは無い。」と回答している。

さらに、A社から提出された賃金台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、同様の業務をしていたとする同僚は、B社における厚生年金保険被保険者となっていない。

また、複数の同僚から「入社してすぐには、厚生年金保険に加入しないことが普通であった。」、「営業職は、ある程度の役職がつかないと社会保険には加入していない。」旨の供述がある。

さらに、元事業主は、社会保険の加入について、「幹部社員や事務職員など、一部の従業員のみを厚生年金保険の加入対象とし、営業職の契約社員については厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月1日から50年6月1日までの期間及び54年5月4日から55年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年2月1日から10年2月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月1日から50年6月1日まで
② 昭和54年5月4日から55年3月1日まで
③ 平成8年2月1日から10年2月26日まで

私は、年金請求のため社会保険事務所（当時）に行き、A社とB社の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ1か月しかないことに気がついた。どちらの会社も前職を退職して、間を空けることなく働いていたので、調べてほしい。

また、昭和63年7月1日から平成10年2月26日までC社の代表取締役として勤めていたが、申立期間の標準報酬月額が24万円から9万2,000円に変更されていることが分かった。自分で変更した記憶は全く無いので、当該記録を24万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は勤務していた時の状況を記憶していることから、勤務期間は明らかではないが、申立人が当該期間のうち、一部期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社の経営する事業所に勤務していた。私のほかには、アルバイトが3名いるだけであった。」と述べており、当該3名の氏名を記憶していないことから、供述を得ることができない。

また、A社に照会したものの、「当時の資料は無く、事業所についての詳細は分からない。」との回答であった。

さらに、申立人は、当該期間において、国民年金に加入しており、そのうち昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間のうち、昭和 54 年 9 月 1 日以降の期間に、B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚から保険料控除について供述を得ることができない上、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明であることから回答を得ることができない。

また、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、当該期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録から、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、24 万円と記録されていたが、C 社が適用事業所でなくなった平成 10 年 2 月 26 日より後の同年 3 月 2 日に 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、C 社の商業登記簿謄本から申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、C 社は、厚生年金保険料の滞納は無かったと主張しているが、同社の平成 7 年度から 9 年度までの滞納処分票が社会保険事務所に保管されており、それによると、少なくとも平成 8 年 2 月から 10 年 1 月までの期間において、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、上記の滞納処分票には、複数回にわたる申立人と社会保険事務所の職員との間での電話及び面談記録が残されており、申立人が当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、C 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2834 (事案 1462 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
申立期間について、新たに証拠として厚生年金保険料の支払に使用していた事業所の当座預金元帳の写しを提出するので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役であり、「厚生年金保険料を滞納したことは無い。」と述べているが、一方で「事業主印は自ら保管し、押印する権限も自分だけである。」と述べており、代表取締役である申立人が標準報酬月額訂正処理に関与していなかったとは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付けで記録の訂正は必要ないとして、通知が行われている。

申立人は、新たに保険料納付に使用していた平成 6 年 1 月から 7 年 2 月までの事業所の当座預金口座元帳の写しを提出し「当該口座から厚生年金保険料を滞納無く毎月納付していた。」と主張しているが、当該資料は、申立人が標準報酬月額訂正処理に関与していなかったことをうかがわせる資料には当たらず、また、毎月の厚生年金保険料は当該口座から振出小切手により納付をしていたため、いずれの小切手振り出し額が厚生年金保険料であるかを特定できず、毎月の保険料が滞納すること無く納付されていたことを確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 6 日から 6 年 5 月 1 日まで A 社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が 8 万円とされているが、実際の給与額は従前通り 34 万円で、厚生年金保険の保険料も従前同様に控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間前の標準報酬月額は 34 万円と記録されていたが、平成 5 年 12 月 1 日の随時改定により 8 万円に変更されていることが確認できるが、当該随時改定は 6 年 1 月 11 日付けで行われており、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人の記憶している複数の同僚は、「申立期間当時の標準報酬月額は実際の給与額より低いが、厚生年金保険の保険料は標準報酬月額に相当する額を引かれており、会社から説明を受けたことを覚えている。」旨の供述をしている。

さらに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 4 月 30 日まで
B 社会保険事務所（当時）から手紙が来て、私の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が下げられているのを知った。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 6 年 5 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 3 月までは 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 8 年 4 月 30 日）の後の同年 5 月 29 日付けで 6 年 5 月から同年 10 月までが 8 万円に、同年 11 月から 8 年 3 月までが 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の取締役であったことが同社の商業登記簿謄本により確認できる上、申立人の供述や従業員の証言により総務責任者として社会保険事務を担当していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）に代表取締役の夫が出向き、延滞している厚生年金保険料を手形で納付することにした。手形が不渡りになり会社が倒産して平成 8 年 2 月ごろ代表取締役の夫が失踪したため、その後は私が残務整理をした。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 9 月 1 日まで
私は、A社の代表取締役であったが、実質的な経営者はB氏であり、
経理や社会保険の手続はC氏が行っており、記録訂正については知らない。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年 1 月から同年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 12 年 8 月までは 44 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 9 月 1 日）の後の同年 11 月 24 日付けで、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）と厚生年金保険料の滞納について複数回相談していることが、滞納処分票から確認できる。

さらに、申立人は、「会社の経営が苦しかったため、厚生年金保険料を滞納していた。平成 13 年 1 月ごろまで社会保険事務所から呼び出されたが、滞納した保険料はそのままにした。会社印は私がずっと所持していた。」と述べていることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 12 月に退社するまで A 社 B 支店に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、同社での資格取得日が 35 年 4 月 1 日となっている。会社都合により入社を早め、同年 1 月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人が申立期間において、A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の 1 名は、「私は昭和 35 年 3 月に A 社に入社しているが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、正社員としての採用辞令をもらった同年 4 月 1 日である。」と証言している。

また、当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間については見習期間であるため、厚生年金保険には加入していないと考えられる。」と証言している。

さらに健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和 35 年 4 月 1 日となっており、申立期間について同名簿で確認しても、申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日まで
② 平成 13 年 11 月 1 日から同年 12 月 27 日まで

申立期間①については、平成 11 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで A 社に勤務していた。

申立期間②については、平成 13 年 11 月 1 日から同年 12 月 26 日まで B 社に勤務していた。

申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び A 社からの給与振込が確認できる申立人名義の預金通帳により、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の人事担当者は、「当社は、申立期間①当時も現在も 3 か月間の試用期間を設けており、その期間については、雇用保険には加入させるが厚生年金保険には加入させていない。」と回答しているところ、複数の同僚が、「同社には 3 か月の試用期間があった。」と述べている上、そのうちの 1 名は、「試用期間中は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料の控除を確認することができない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、B 社は、厚生年金保険の適用

事業所となっていないほか、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、当該期間は国民年金保険料の全額免除期間となっていることが確認できる。

また、B社によると、「当社は、申立期間②当時も現在も厚生年金保険には加入していない。従業員には、それぞれ、国民年金と国民健康保険に加入してもらっている。したがって、給与から、厚生年金保険料は控除していない。」としている。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない上、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和22年10月に同社に入社して、23年8月31日まで同社で勤務していた。私が所持している給与明細書では、同年1月から5月までの期間は厚生年金保険料が給与から控除されている。また、同年6月から同年8月までの期間は給与明細書が無いが、厚生年金保険料は給与から控除されていたものと思う。当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務した同社の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、別の同僚も、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所になったことを記憶しており、申立期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったと証言している。

また、申立人は昭和23年8月31日にA社を退職したと主張しているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に同社において被保険者資格を取得し、同社が適用事業所に該当しなくなった24年1月30日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、申立人が所持していた給与明細書のうち、昭和23年4月分及

び同年5月分について、給与明細書には、「健保・厚年」として188円が給与から控除されていた記載が確認できるものの、当該控除額は当時の健康保険料率及び厚生年金保険料率で計算をした健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分と比較すると著しく低額であることから、当該控除額が厚生年金保険料であると認めることはできない。

このほか、A社は現存しておらず同社の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
大学の夜間部に通いながらA社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いが、当時の事業主から厚生年金保険に加入させると言われたことをはっきりと記憶しているので、その期間について調査し厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社の事業主の氏名及び仕事の内容が、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者となっている同僚の説明と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人はA社における自身の勤務状況について、「週3日ないし4日の勤務で、午後4時から午後9時くらいまでの勤務時間であった。」と述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間当時被保険者となっている複数の同僚は、通常の勤務時間より短い者についての記憶は無いとしており、申立人の申立期間に係る保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで
私は、昭和 40 年 3 月 1 日に求人広告で見た A 社に入社し、清掃等の業務に従事したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における自己の業務内容、事業所敷地内の建物の配置等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は昭和 43 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和 37 年 7 月に入社したとする事務担当の同僚は、「事業主は、厚生年金保険への加入について関係機関及び複数の従業員から再三要請されたにもかかわらず、それを拒み続けたので、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となる手続はされず、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

さらに、A 社の厚生年金保険の新規適用日に資格を取得している複数の同僚は、それぞれが記憶している入社日とオンライン記録上の資格取得日(昭和 43 年 5 月 16 日)に相違があることについて、「昭和 43 年 5 月 16 日前は、適用事業所でなかったため。」と供述している。

加えて、事業主は、火災により当時の関係資料を焼失したと述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2843 (事案 1205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月6日から29年1月4日まで

私が、年金受給の手続に行った時、記録では昭和29年1月4日付け資格取得の会社名がB社との記載があった。

私は、複数の厚生年金保険被保険者証を提出し、B社はA社を退職後に勤務した会社であり、同社には昭和27年2月から勤務していた旨を社会保険事務所(当時)に伝えた。その後、ねんきん特別便が自宅に届き、29年1月4日資格取得の会社名がA社に訂正されていただけで、資格取得日の訂正は無かった。

第三者委員会に申立てを行ったが記録の訂正はできないとの返答であった。しかし、新たな資料や情報は無いが、私は、昭和27年2月6日からA社に勤務していたので、再度第三者委員会で審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ資格取得日となっている複数の同僚は、その記憶する入社時期の約1年から2年後に被保険者資格を取得しており、複数の同僚から「入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。」「組合活動が活発になり、その後、厚生年金保険に加入したと思う。」との供述が得られた上、A社の役員は「昭和20年後半に組合活動が活発になり、労働条件を整備したと聞いたことがある。」と述べていることから、同社では、申立期間においては入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな周辺事情は無いが、確かにA社に入社した日は昭和27年2月6日だったと主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

ねんきん定期便を見ると、平成 16 年 7 月に支給された賞与が記録されていない。当時の A 社における給与明細書、賞与明細書を提出するので調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社によると、申立人は、平成 7 年 7 月 1 日から 16 年 6 月 14 日までグループ会社の B 社に移籍しているとしており、オンライン記録においても、同年 6 月 15 日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで A 社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間に支払われたとする賞与は、申立人から提出された賞与明細書により、申立人の B 社での被保険者資格喪失後の平成 16 年 7 月に同社から支給されたものであり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 25 日まで
私は、昭和 51 年 4 月に A 社に入社した。健康保険被保険者証は入社してすぐに渡された記憶がある。52 年 5 月に結婚し、妻は同年 12 月から国民年金に加入した。もし、私が厚生年金保険に加入していなければ、妻と同様に国民年金に加入しているはずだ。間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が名前を記憶している同僚は、A 社に係る厚生年金保険の加入記録は無く、同社に勤務していた期間には国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月ごろから42年9月ごろまで
厚生年金保険の被保険者記録には無いが、私は、昭和34年1月ごろから42年9月ごろまで、A店で勤務していた。同店の従業員は10名ぐらいたった。私は、パートとして仕事をしていた。

A店に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地や当時の勤務の状況を具体的に供述していることから、申立人が、申立期間においてA店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A店を経営していたB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の平成10年3月31日であり、申立期間においては適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私は、A社が社会保険完備と聞き、正社員で入社した。しかし、在職中、再三にわたり健康保険証をいただけるようお願いしたが、もらうことはできず、その後、本人確認書類として使用したかったため、やむなく市役所で相談し、保険証を発行してもらった。その際、国民年金にも加入するように言われ、会社で加入していると話したが二重払いになっても、後から還付するからと言われたため加入した。申立期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 12 年 9 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間においては、適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、適用事業所でなくなった日に資格を喪失しているが、オンライン記録において、資格喪失日がさかのぼって訂正された形跡は認められず、社会保険事務所（当時）の事務処理に、不自然な点はうかがえない。

さらに、A社の代表取締役も、申立人と同様に平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人はA社の給与は現金で支給され、給与明細書は無かった、従業員は自身だけであったと述べており、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。